

第9回 納税環境整備小委員会 議事要旨

日時：平成22年5月20日（木）10時30分～

場所：財務省内 国際会議室（4F）

出席委員：三木座長、関口委員、中里委員、

上西特別委員、占部特別委員、小幡特別委員、志賀特別委員

（税制調査会委員の峰崎財務副大臣（納税環境整備PT座長）及び専門家委員会の神野委員長が出席）

議題：主要課題の検討⑤ 「国税不服審判所の改革(2)」

議事内容：

- 冒頭、中里委員及び本日欠席された辻山委員から提出された、前回の議題（争訟手続）に関する意見が配布された（委員限り）。
- 今回の会議は2部構成とされ、まず前半には、東京都主税局からのヒアリングが実施された。提出された参考資料に沿って順次説明があり、その後質疑・議論が行われた。後半は、前回の議論の続きとして、争訟機関（主に国税不服審判所の組織のあり方、審判官の構成・人事のあり方、税務訴訟のあり方）について議論が行われた。
- なお、前回に引き続き、法務省、最高裁判所、国税不服審判所からの出席があった。
- 委員から出された主な質問・意見は以下のとおり。

(1)東京都に対するヒアリング

- ・固定資産評価の申し出の結果についてのデータはあるか。
- ・平成21年の固定資産評価委員会への申出件数517件のうち、理由ありとして一部認容した件数が3件ということだが、訴訟に推移した件数はどの程度か。
- ・固定資産税の異議申立て・審査請求件数には、固定資産評価に対する不服申立ての件数は含まれていないと理解したが、平成21年度の都市計画税・不動産取得税・固定資産税の異議申立て・審査請求件数370件の三税の構成比は分かるか。
- ・不服申立ての決定・裁決は法務課で行っているということだが、決定・裁決の原案は原課が作成し、最終的なチェックを法務課で行っているということか。決定・裁決について、どこまで法務課が処理しているのか。
- ・固定資産評価委員会への申出件数のうち、基準年度である平成21年度の審査会の開催回数は年間78回と記載があるが、基準年度でない2年度目、3年度目の申出件数は、新たに登録された土地や建物に対する申出件数と考えられるが、年間どの程度開催しているのか。
- ・訴訟に推移した1件は、一部認容等にしたものについて訴訟に行ったということか。全体では、ほとんど棄却・却下ということか。
- ・固定資産評価委員会の審査では、口頭意見陳述の機会があるが、どの程度利用されているか。また、公開の口頭審理はほとんどないという状況か。
- ・東京都の固定資産税の調査は非常に丁寧と聞いている。評価資料の提示依頼については、ある程度義務付けにして、すべての納税者を適正に扱うというのがあるべき姿と思うが、評価資料の提示依頼を行っても評価資料を見せてくれない人は、ごく少数という理解でよいのか。
- ・土地家屋の価格等縦覧帳簿は、納税者はいつまで見ることができるのか。縦覧期限は4月20日又は納期限の日のいずれか遅い日以後の日までと思われるが、もう少し延ばすことはできないか。
- ・平成11年の改正で、台帳に登録された事項一般の申し出から登録された価格のみ申し出できる形になったが、価格以外の事項の申し出として具体的にどんな事項があった

のか。

- ・ 山岳部の村などでは、固定資産税の適正な施行をすることができないような問題があるのではないかとと思われる。こうした点に十分配慮すべきであり、地方税の問題は軽々に扱うべきではない。
- ・ 地方税についての権利救済の現行の仕組みについての改善点について、実務方の観点から何かあるか。
- ・ 固定資産の評価は技術的に難しく、市町村の規模によって体制に差があるので広域連合でやっているところもあると聞いているが、地方公共団体に対する不服申立て制度は、ある程度一本化した方がよいのか、自治体にかなりの裁量権を付与しておいた方がいいのか。地方税法でも実質一審制のもとで、不服申立前置になっているが、地方税において前置がなくなった場合、弊害的なことはあるか。

(2) 争訟機関についての議論

- ・ 現在実施されている国税審判官の公募任用を拡大することが必要。向こう何年の間にどの程度の増やすかといったような日程表を作成すべき。また、現在、税理士の場合だと税理士を辞めないと任官できないことから、守秘義務の問題等があるかもしれないが、非常勤といった任用の形態を取りえないか。
- ・ IRS Appeals（不服申立審査部門）は、国税不服審判所のように形だけ独立している形式とはなっておらず、IRS の一部局であるが、担当官は IRS の執行部門との間の人事交流が原則としてほとんどなく、こうした人事交流がないことによって公正性に対する信頼性を得ているという側面がある。
- ・ 国税審判官として出向している国税職員はどのような経歴の者が多いのか。審理部門の人で、執行部門の処分を止めるなど国税の現場からみると嫌がられている職員なのではないか。
- ・ 行政内部での自浄作用となるべき手続が、より救済に厚くなるというのは必要だと思うので、今の国税審判のあり方を国民が本当に救済として信頼できるようなものに変える必要がある。変え方としては、例えば組織を移すという提案もあると思うが、それがすべてではない。むしろ、人材登用のシステムについて抜本的に考え方を変えて、非常勤も含めて事案ごとに任命するような形にして、より中立的なものとする必要。国税においては、前回の行政不服審査法案のときにも議論となったが、本当の第三者機関というのは難しいことから、税を専門としている方々による第三者的機関とする必要。全ての合議体に民間から任用した審判官が参加できるようにしたいとのことだが、今年の募集人員が 15 名程度に止まっているというのは、全体の人数からすると、まだまだ少ない。
- ・ 歳入庁構想の検討によっては、所属がどこになるかという問題が生じる。韓国では不服審理院というところで、国税も地方税も関税もまとめてやっているという立法例もある。
- ・ 審判所の組織の位置付けをどのようにするにせよ、審判所の中立性・透明性をどう高めるかが重要。審判官の大半を国税職員が占める現状は好ましくなく、国税職員から審判官となることについての人数制限的な規定を、例えば、国税通則法施行令 31 条などに盛り込むべきではないか。
- ・ 審判官の外部登用を進めるには、専門性を確保するためにも、金融庁における会計士の任官の例のように、税理士会とか弁護士会から推薦してもらうなどの協力が不可欠ではないか。
- ・ 審判官の専任か非常勤かという点については、審判所にいたことを売りにする人も出てくるであろうし、また、利益相反の点を考えると専任の方がよいのではないか。
- ・ 会計士とは異なり、弁護士や税理士は個人的に独立しているため、専任で数年間拘束されるとその後の復帰の問題があるのではないか。
- ・ 弁護士会等が組織的に何人か送るといった枠を作るのは別途難しい問題もあるので、個人的に申し込んでもらうのが常識的なところではないか。裁判官や検察官をもう少し多く審判所に交流させることはできないか。

- ・ 法務省では税務関係の訴訟の代理人を務めているわけであるが、制度改革によって仮に訴訟件数が増加した場合、訴訟には複雑なものもずいぶん持ち込まれていると思う。スタッフの数などの点で対応できるか懸念があるが、対応は可能か。
- ・ 国側の指定代理人で少し大きい事件だと、10人くらい人が並んで、筆頭の人間だけが訟務検事で、あとは国税の指定代理人というシステムとなっていることからすれば、人が足りないということはないのではないか。
- ・ 不服申立前置がなくなったとして、審判所が独自に裁決し、かつその裁決に拘束力がある前提で考えると、審判所では納税者が勝ったのに、訴訟に行ったら国が勝ったという事例の場合、同じ問題について裁判所のレビューなしに確定してしまうということが、良いことなのかどうか。
- ・ 審判所は独自に裁決できるといっても、審判所の裁決に対して提訴できることとすれば問題はないのではないか。また、平成15年の負担付贈与の裁決では、その後の裁判所の判決と違う考え方が成立しており、全く矛盾した裁決がなされるのは現行でもあることではないか。
- ・ 審理の中立性を高めるためには、審判所をどこに置くかというよりも、審判官のトレーニングと、審理のあり方として対審性を高め、議論の中で論点整理を行っていくといった仕組みにすることが重要。そうすれば、審判手続に争点整理が期待でき、裁判所の過重負担も回避できる。そのような観点から、審査請求人と処分庁は相互に提出資料について閲覧が可能となるようにすべき。また、審判所において、裁決の書き方等について裁判所的なトレーニングを実施しているのは評価すべきことではないか。
- ・ 審判所は裁決を全て公表していないが、それは瑕疵ある裁決が多分にあることが理由なのではないか。裁決について情報公開にに応じているから原則全部公開といっているが、塗りつぶしが多く何が書いてあるか分からないようになっている。
- ・ 公開されている審判所の裁決事例集の事例が極めて少なく、また、一般の救済率と比べても納税者が勝った事案の紹介の割合は非常に低いのではないか。納税者が勝った事案については、全部公開することはできないのか。
- ・ 行政不服審査制度においては、行政救済であるため、違法性のみならず、不当性についても判断して救済するのが建前だと思う。国税においては、裁決を見る限り不当を理由に裁決がされたのをあまり見たことがないが、現実になされた例はあるのか。
- ・ 税は、公平という観点や、裁量がないという観点から違法性のみを判断しているのが実情であり、現状、不当を理由として取り消された裁決はないのではないか。
- ・ 租税実体法の部分については、普通の裁決ではおそらく「不当」での裁決は出てこないだろうが、徴収・猶予の裁量がある場面では不当というのが当てはまることはあるかと思う。
- ・ 審判官が職権で収集した資料を審査請求人が閲覧できないのは納得感がそがれる。結果的に課税庁も閲覧できるようにしたとしても、審査請求人がこの職権収集資料は閲覧できるようにしておくべき。
- ・ 審査請求人と課税庁はそれぞれお互いが提出した資料を相互に持っていたほうがよい。むしろなぜ今までバランスが悪かったのかが疑問。

○次回の開催日については、別途通知することとされた。

以上